

福祉施設の指定管理評価について

指定管理に関する例規集（抜粋）

○地方自治法【昭和22年法律第67号】

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例【平成17年条例第90号】

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、センターの目的を達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

○清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例【平成17年条例第61号】

（業務報告の聴取等）

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書【平成31年3月28日締結】

（業務報告書）

第24条 乙は、乙の管理業務及び経理の実施状況を点検し、次に掲げる事項を記載した業務報告書を3箇月ごとに作成し、甲に対して報告しなければならない。

- (1) 施設利用状況、利用者数、その他事業実績
- (2) 利用料金等の収入実績
- (3) 利用者等からの苦情とその対応状況
- (4) その他必要事項

（甲による業務実施状況の確認）

第25条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。又、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（甲による業務の改善勧告）

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

清須市清洲総合福祉センター指定管理業務 実地調査実施結果表

指定管理者：社会福祉法人清須市社会福祉協議会

確認項目	確認基準	年度評価				備考	
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		
1 実施体制	人員体制	仕様書に従った人員を配置しているか	A	A	A	A	
	利用料金	利用者からの料金徴収や現金管理等が適切に実施されているか	A	A	A	A	
	記録管理	業務日誌等を適切に作成・保管しているか (特記事項あれば)	A	A	A	A	
		点検、修繕等の履歴を適切に整備・保管しているか	A	A	A	A	
	危機管理	危機管理に関するマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っているか ()	A	A	A	A	年2回実施
		避難経路は適切に確保されているか	A	A	A	A	
	個人情報保護	個人情報等の管理は適切か (事務室目視)	A	A	A	A	
情報公開	業務報告書等情報を適切に管理しているか	A	A	A	A		
その他							
2 サービスの内容や水準	利用者対応	施設の予約や利用等が、公平かつ適切に実施されているか	A	A	A	A	
		職員は名札を着用しているか (目視)	A	A	A	A	
		言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切であるか (目視)	A	A	A	A	
	利用案内	パンフレットや案内板等、利用方法をわかりやすく案内できているか (目視)	A	A	A	A	
	環境への配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされているか (内容)	A	A	A	A	
	苦情等の対応	苦情や要望等に対して迅速かつ適切に対応しているか	A	A	A	A	右記のとおり
	維持管理	清掃、警備、衛生の点検・管理を適切に行っているか (施設内目視)	A	A	A	A	
		施設、設備の点検・管理を適切に行っているか	A	A	A	A	
		施設、設備等について、利用に支障をきたすような状況で放置されている箇所はないか (目視)	A	A	A	A	
		必要な修繕を適切に行っているか (修繕箇所 別添)	A	A	A	A	
備品の状況 (故障・不備内容 無)		A	A	A	A		
外構等管理	施設内が清潔に保たれているか (施設内巡視目視)	A	A	A	A		
	外構や駐車場が良好な状態に保たれ、安全に利用することができるか (目視)	A	A	A	A		
	樹木や花壇等が見栄え良く適切に管理されているか (目視)	A	A	A	A		
その他	草刈りや除草はされているか (目視)	A	A	A	A		
3 収支等	経理事務	経理事務を適切に行っているか	A	A	A	A	
	その他						
4 特記事項							

評価区分

S(優 良) = 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容であった。

A(良 好) = 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容で、指摘すべき課題等はなかった。

B(課題含) = 協定書、仕様書等の基準を遵守しているものの、指摘すべき課題等があり、解決済みである。

C(要改善) = 協定書、仕様書等の基準を遵守しているが、指摘すべき課題等があり、解決できていなかった。

主な要望・苦情等

内容	対応
健康マージャンについて、午前中はボランティア団体としてボランティアルームを押さえており、午後からは慣習でボランティアルームを押さえていなくてもそのまま継続して利用をしていたが、別の麻雀利用団体より苦情が入った。	午後についてはふれあいルームの2卓の麻雀卓のみを開放し、ボランティアルームについては使えないこととしました。
上記のような対応をとろうとしたところ、健康マージャンの利用者よりふれあいルームの雀卓が先着順であり、利用者が増えてきたら困るため、卓数を増やせないかと言った要望があった。	ふれあいルームの雀卓を増やす予定はないため、利用者同士で話し合っ、譲り合っ利用をして欲しい。どうしてもという場合、貸し館を利用して欲しいと伝えました。
(7月時点)調理実習室のスポンジが全てボロボロであった。	7月に全てのスポンジについて購入して交換対応をしました。

事件・事故報告等

内容	対応
(7月時点)飛鳥のエアコンについて、少し調子が悪く感じられる。	9月～11月にかけて、空調機器の改修工事を実施した。(空調については全館改修済)

清洲総合福祉センター 修繕状況

指定管理者(清須市社会福祉協議会) 指定管理料からの負担分

平成28年度 修繕内容	金額	平成29年度 修繕内容	金額	平成30年度 修繕内容	金額	令和元年度 修繕内容	金額	令和2年度 修繕内容	金額	令和3年度 修繕内容	金額	令和4年度 修繕内容	金額
消防設備修繕	159,840	会議室用ワイヤレスマイク修繕	9,504	消防設備(消火器更新・誘導灯ランプ交換)	27,540	自動扉センサー及び駆動プーリ交換	184,896	GHP(ドレンパン)修繕	71,412	消化器取替	61,677	食器洗浄機用給水配管工事	78,870
ふれあいルーム給茶機修繕	8,640	ガス漏れ検知器取替	56,160	ろ過装置制御修理	91,800	GHPプリント基板修繕	65,048	GHP(室外機入替)修繕	656,095	誘導灯設備本体取替	937,772	温水洗浄便座修繕	20,680
厨房室内機洗浄・修理	151,200	消防設備修繕	160,920	機械室給気ファン修繕	88,560	浴室水道栓取替	43,200	GHP(ドレンポンプ)修繕	39,435	防火扉修繕	102,300	消防用設備取り換え	232,375
配管バルブの取替及び薬液タンクの取替修理	159,840	排煙換気窓開閉装置修繕	63,504	浴室照明器具取替修繕	59,400	フラッシュバルブ取替	16,200	自動ドア開閉装置取替修繕	308,000	ふれあいルーム女子トイレ配水管	213,840	事務室照明器具移設費	11,000
南入口自動ドア修理	91,584	門扉修繕	388,800	多目的女性用トイレ修理(生きがいセンター2階)	56,376	ドアクローザー	159,840	厨房系統廃棄ファン点検整備	429,000	第4会議室ブラインド	13,200	食堂入口ドアクローザー取替修繕	73,700
1階外階段柵扉錠修繕	12,960	シャワーカートリッジ交換	12,960	受水槽制御回路調査調整・修繕	60,480	2階浴室配管詰り抜き	85,800	排煙高窓修繕	36,300	2階女子トイレダイヤフラム取替	8,800	強化ガラス修理	91,850
外部散水栓パッキン取替	4,320	2階女子トイレ及び配水管修繕	75,600	調理室ガスコンロ	4,752	鍵折れ修理調整	11,000	シャワー水栓取替	46,200	食堂カーテン取替	68,200	照明器具移設	11,000
電気SOG取替工事	648,000	ミスト発生カバー取付修繕	129,600	ポラールーム照明	15,984	排煙高窓装置修繕	528,000	トイレ灯取替	9,328	厨房側溝補修	82,280		
排水配管高圧洗浄作業	108,000	1階洗濯機配水管高圧洗浄	43,200	ふれあいルーム浴室戸車	62,640	自火報設備バッテリー交換	94,600	真空式温水ヒーターバーナー取替	1,650,000	2階天井雨漏れ補修	210,430		
雑排水ポンプ取替工事	324,000	1階女子トイレ便座取替	17,604	第2・3会議室スライディングウォール	410,400	トイレつまり修繕	16,500	真空式温水ヒーター電機部品取替	121,000	ヘルパー室照明器具取替	40,260		
正面自動扉修繕	6,048	消防設備修繕	199,800	第2・3会議室壁紙張替	272,052	誘導灯ランプ取替修繕	101,530	ビルトインコンロ取替	73,000	第1会議室壁面マイク修繕	11,379		
書庫内電灯改修工事	63,720	南側カウンター間仕切工事	49,680	ふれあいルーム和室障子張替	20,394	屋内消火ポンプフート弁取替修繕	280,170	スライディングウォール修繕	44,000	非接触型センター式消毒器修理交換	11,000		
		ブラインドカーテン修繕	208,656	ふれあいルーム浴室照明	59,400	給湯器フロータツプ修繕	40,700	非常用自家発電機始動用バッテリー取替	860,200	浄化槽つまり調査	11,000		
		事務所天井照明器具修理	18,360			GHP修繕	328,966	流し台トラップ取替	34,320	消防用設備取替	154,374		
		天窓電動カーテン修理	297,000					給湯一次ポンプ取替	539,000	電気温水器設置	1,805,364		
		庭園部水洗台修繕	75,600					誘導灯取替	558,712				
		自動扉開閉装置修理	38,880					非常用放送設備修繕	61,600				
		身障用トイレ温水洗浄便座取替	128,736					消化器取替	35,244				
		監視カメラ電球交換	10,800										
平成28年度 修繕額	1,738,152	平成29年度 修繕額	1,985,364	平成30年度 修繕額	1,229,778	令和元年度 修繕額	1,956,450	令和2年度 修繕額	5,572,846	令和3年度 修繕額	3,731,876	令和4年度 修繕額	519,475

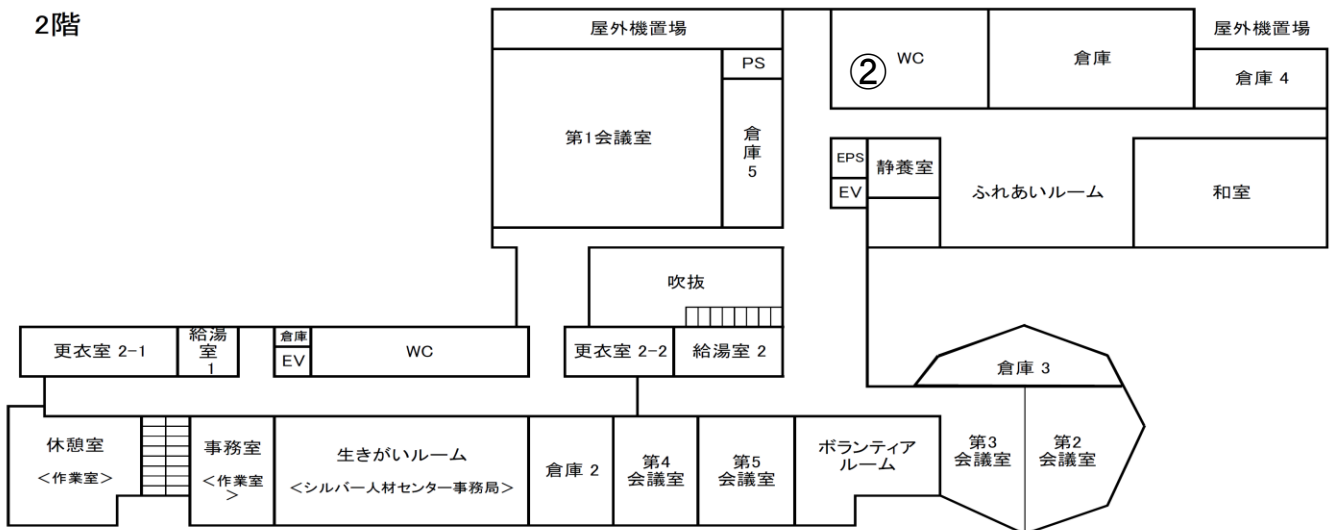
平成28年度 修繕内容	金額	平成29年度 修繕内容	金額	平成30年度 修繕内容	金額	令和元年度 修繕内容	金額	令和2年度 修繕内容	金額	令和3年度 修繕内容	金額	令和4年度 修繕内容	金額
温水循環ポンプ更新・浴槽ろ過装置修繕工事	1,922,400	ガス焚真空式温水ヒーター燃焼系部品交換及び給湯循環ポンプ更新工事 浄化槽設備更新・交換工事	1,512,000	ガス焚真空式温水ヒーター真空系部品交換及び塩素注入用ポンプ更新工事 浄化槽設備更新・交換工事	2,678,400	雑用水加圧給水ポンプユニット更新工事	1,298,000	ガス焚真空式温水ヒーター燃焼系部品交換 飲料水加圧給水ポンプ装置更新	667,920 1,375,000	清洲総合福祉センター空調機器更新工事	20,900,000	空調設備改修工事	108,606,300
						浄化槽送風機取替工事	660,000	浄化槽設備送風機更新	792,000	浄化槽エアー配管取替工事	528,000	原水ポンプ取替工事	264,000
								厨房機器撤去	443,740	浄化槽開口蓋取替工事	1,056,000		
平成28年度 修繕額	1,922,400	平成29年度 修繕額	1,512,000	平成30年度 修繕額	2,678,400	令和元年度 修繕額	1,958,000	令和2年度 修繕額	3,278,660	令和3年度 修繕額	22,484,000	令和4年度 修繕額	108,870,300

令和4年度清須市清洲総合福祉センター修繕実施状況について

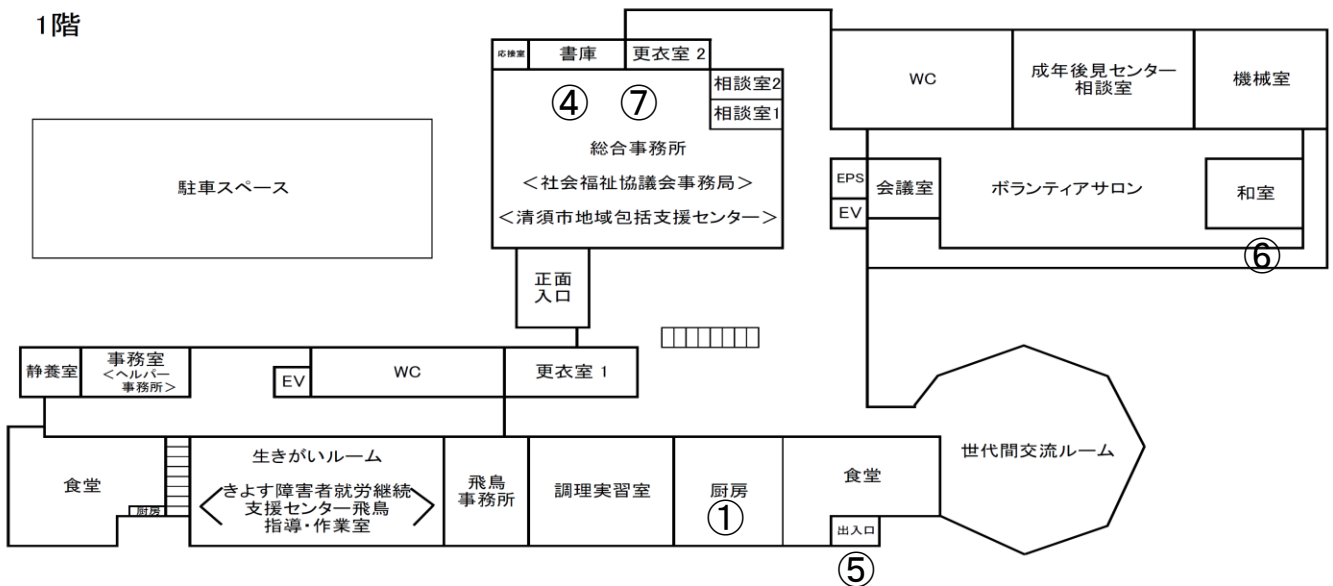
修繕内容

内容	金額 (円)	概要
①食器洗浄機用給水配管工事	78,870	1階厨房部分のボイラー給湯停止に伴う給水配管の改修
②温水洗浄便座修繕	20,680	温水洗浄便座の取替 (2か所)
③消防用設備取り換え	232,375	非常灯の電球切れの取替 等
④事務室照明器具移設費	11,000	事務室内照明器具の移設費用
⑤食堂入口ドアクローザー取替修繕	73,700	食堂側入り口のドアクローザーの取替修繕
⑥強化ガラス修理	91,850	デイルーム跡地の窓ガラス破損に伴う取替修理
⑦事務室照明器具移設	11,000	事務室内照明器具の移設費用

2階



1階



※③については、全館取替につき省略

令和4年度指定管理者評価結果

評価対象期間	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	施設所管課	社会福祉課
施設名	清須市清洲総合福祉センター		
指定管理者	社会福祉法人清須市社会福祉協議会		
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日		

評価結果

評価項目	評価結果	評価、改善すべき点等
1. 施設サービスの実施体制	A	施設サービスの提供が適正に実施されている。また、修繕履歴等の記録管理、非常時のマニュアルの整備、訓練等も定期的に行っていることから、良好とした。
2. 市民サービスの内容や水準	A	施設利用に係る、予約、利用等は適切に行われている。施設設備については、市民からの意見に対して迅速に対応をしており、年数経過による修繕等も計画的に行われていることから、良好とした。
3. 施設の収入支出の状況	A	利用料収入は、新型コロナウイルスの影響が減少し、徐々に市民活動が復調したため増額となっている。経理事務については、理事会を通じて委託業者の選定を行う等、適正な執行に取り組んでいるため、良好とした。
総合評価	A	施設設備等の一部に経年劣化による課題を抱えているものの、故障箇所の修繕については計画的に対応をしている点、及び経理事務を適正に執行している点などを評価して、良好とした。

S = 優良、A = 良好、B = 課題含、C = 要改善

参考資料

	第1会議室	第2・3 会議室	調理実習室	ボランティア ルーム	合計
令和2年度	71件 1,983人	278件 2,490人	57件 565人	317件 1,903人	723件 6,941人
令和3年度	40件 1,035人	275件 2,580人	72件 607人	304件 1,939人	691件 6,161人
令和4年度	92件 3,041人	393件 6,861人	71件 948人	377件 3,579人	933件 14,429人

年度	利用料収入額
令和2年度	520,210円
令和3年度	424,320円
令和4年度	614,900円